

## 舞鶴市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、舞鶴市監査基準に準拠して監査を執行したので、その結果を公表する。

令和4年5月25日

舞鶴市監査委員 小谷 繁雄

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

### 住民監査請求監査の結果

#### 第1 住民監査請求の提出

##### 1 請求の内容（職員措置請求書）等

###### （1）請求人

住所 舞鶴市内

氏名 A など4名

###### （2）提出日

令和4年3月29日

###### （3）請求の要旨

舞鶴市広報広聴課が発注した「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置工事」は、FMまいづるの放送を聴くことが出来ない加佐地区と大浦地区に中継局を新設し、防災時にも役立てられるようにと設計し発注された工事(以下中継局設置工事という)を含むもので、発注にあたりその設計業務を「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置等施設詳細設計業務」として(株)建設技術研究所に委託契約し、その成果物を使って舞鶴市が発注した工事である。中継局工事は、令和2年6月11日に契約され、令和3年10月29日に竣工している。

中継局設置工事が進捗した令和3年5月に試験放送した結果、加佐地区において電

波が届かずFM放送が聴くことが出来ない事が判った。その事を私たちが知ったのは毎日新聞が令和3年6月18日の新聞に掲載したからであった。

その解決策として、中継局設置工事で舞夢という福祉施設の敷地の中に作った中継局の近くに新たに受信塔を立て五老ヶ岳の固定局と無線でつなぎ、受信塔と中継局とを無線で結びFM放送を送信するという事業(以下受信所工事という)を1990万円(予算ベース)で補正予算を組み実施することとなった。その業務は、舞鶴市より発注され、「加佐中継局向け無線中継回線設備システム設計業務」：契約金額3,635,500円、「加佐中継局向け無線中継回線設備調査・登録点検業務」：契約金1,958,000円、「コミュニティFM中継回線受信所設置工事」：12,980,000円の契約(合計18,573,500円)となっている。

しかし、中継局設置工事が完了しても加佐地区にFM放送を聴くことが出来なかったのは、基本設計と詳細設計を舞鶴市より受託した(株)建設技術研究所の設計成果物に契約不適合があったためであり、舞鶴市設計業務等委託契約約款に基づきその対策に要した費用は(株)建設技術研究所に請求するのが筋である。それを請求せず市の税金を使う事は大きな損害である。従って先の工事の舞鶴市の代表である多々見市長は(株)建設技術研究所に損害請求すべきである。

また、基本設計と詳細設計の入札において、当初は10社の指名競争を行っているが、発注仕様書で規定する技術者の要件を満たしていない業者を指名し入札を行い、その結果1社しか応札がなかったとして、その1社と随意契約していることは、「地方自治法施行令第167条の2第2項第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときを適用し随意契約とする」に違反しており、また、中継局設置工事の施工監理業務を受託した有本積善社より、(株)建設技術研究所の放送設備について十分な知識と経験がない等の意見書が提出されたにもかかわらず、回答を出していないのは契約約款第2条に違反している。民間技術が先行し、行政側に十分に対応できる職員がいなくなっている現状を考えると、コンサルタント等に頼らざるを得ないのは理解できるが、それだからこそ資格を持った受託業者を選び設計させ施工監理を委託させなければならないはずで、今後の為にも高度な知見の必要な調査・設計業務の事業委託契約の入札、監督において契約約款の順守を要望すると共に、今回の事案の遠因ともなった指名競争における指名の在り方の改善を要請する。

#### (4) 事実証明書

- 別紙 事実証明書
- 舞鶴市設計業務等委託契約約款
- 「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置等施設詳細設計業務」仕様書
- 舞公広第21号 令和3年7月28日 近畿経済産業局への補助金事故報告書
- 毎日新聞朝刊 令和3年6月18日、7月22日記事
- 広報広聴課のメールでの令和3年7月29日付け回答文書他
- 舞公広第48-2号、48-3号 公文書不開示、不存在決定通知書
- 中継局に係る業務委託関係一覧表
- 建設工事における指名競争入札参加者指名基準
- 入札結果表
- 詳細設計の業務委託契約の締結について(伺い)

## 2 補正

請求人に対して、令和4年4月4日付け舞監第1号の通知で、舞鶴市職員措置請求書の補正について依頼を行った。請求人から4月11日に、事実証明書に係る補正及び資料の提出がなされた。

## 第2 要件審査

請求人は、本市に在住していること、請求様式は法施行令第172条（昭和22年政令第16号）第1項、法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条に規定の様式が使用されていること、事実証明書の添付があること、財務会計上の行為について監査を求めていることなど、住民監査請求に関して必要とされる法第242条に規定された要件を満たしていることを確認した。以上の要件審査を行い、本件請求の受理を決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査（法第242条）

## 2 監査対象事項

監査の対象となる事項は、コミュニティFM中継局設置等調査・基本設計業務及び施設詳細設計業務（以下「基本設計等」という。）、コミュニティFM中継局設置工事（以下「FM中継局設置工事」という。）、同工事施工監理業務、加佐中継局向け無線回線設備システム設計業務及び同調査・登録点検業務並びにコミュニティFM中継回線受信所設置工事（以下「無線回線設計業務等」という。）である。

## 3 監査の着眼点

- (1) 監査対象事項の公金支出は、違法、不当なものであるか。又、監査対象事項に怠る事実はあるか。
- (2) 上記(1)を踏まえ、監査対象に是正等のための措置を講ずる必要があるか。必要がある場合においては、いかなる措置を講ずるべきであるか。

## 4 監査対象部課

市長公室広報広聴課

## 5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局執務室
- (2) 日程 令和4年3月30日から5月24日まで

## 6 陳述の機会の付与等

請求人に法242条第7項に基づき、令和4年4月4日に陳述及び新たな証拠の提出の照会を行った。4月9日付けの返信において、請求人より陳述を希望しない旨の連絡を受け、4月15日に新たな証拠の提出はないことを確認した。

また、5月2日に監査対象職員の陳述の聴取を行った。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 基本設計等

基本設計業務の入札は、平成30年9月27日に電子入札システムで指名競争入札が実施された。指名業者として電気電子部門の建設コンサルタントを抽出し、電気

通信の資格者や事業者の電波調査の実績について確認している。入札を実施した結果、指名業者の辞退により参加者が1者となったため、入札を取り止めて随意契約を締結した。業務は平成31年3月15日に完了し同日に検査を受けている。

詳細設計業務の入札は令和元年8月21日に実施、入札参加者が1者のため取り止めて随意契約を締結し、業務は令和2年2月28日に完了、同日に検査を受けている。

詳細設計業務では、受注業者は現地踏査、シミュレーション等を行い、関係者と協議し設計図書に基づく成果物を広報広聴課へ提出している。

## (2) FM中継局設置工事及び同工事施工監理業務

### ①FM中継局設置工事

工事の主な内容は、五老ヶ岳送信所の送受信装置やアンテナの整備、加佐中継局の機器、アンテナ等の整備である。受注業者は設計図書に基づき、必要に応じて関係機関と協議し工事を進め、FMまいづるの既設設備と接続した。工事は令和2年6月12日に着工、令和3年10月29日に完成、11月10日に検査を受けている。

### ②同工事施工監理業務

業務の主な内容は、工事の工程管理支援、機器確認、総務省への免許申請及び試験放送である。業務は令和2年7月10日に着手、工事が進捗し総務省からの許可を得て、令和3年5月、五老ヶ岳送信所から加佐中継局へ試験電波を発射しその状況を確認した。仕様書に基づき無線従事者が試験電波を発射した結果、加佐中継局の受信レベルが総務省の基準に及ばなかったことが確認された。これについて受注業者は広報広聴課に報告し、送受信の改善に向け協議された。業務は令和3年10月31日に完了、11月8日に検査を受けている。

## (3) FMまいづる中継局工事についての意見書

有本積善社は、広報広聴課に対して令和3年5月28日に意見書を提出した。これは、試験電波の発射結果を受けて申し入れ事項を記載したものである。

なお、同工事施工監理業務契約書には申し入れ事項の規定はなく、契約の範囲を超えた申し入れが記載され、必ずしもその根拠は明示されていない。

## (4) 無線回線設計業務等

無線回線設計業務等は、主に送受信レベルの改善及び情報伝達手段の重層化のため、令和3年舞鶴市議会9月定例会において一般会計補正予算の議決を経て契約が締結された。

無線回線設計業務及び同調査・登録点検業務は令和3年11月12日に着手、令和4年3月18日に完了、3月24日に検査を受けている。コミュニティFM中継回線受信所設置工事は令和3年12月24日に着工、令和4年3月16日に完成、3月18日に検査を受けている。

## 2 監査委員の判断

### (1) 基本設計等

基本設計等の入札は法令に基づき、適正に実施されている。請求人は、法施行令第167条の2第2項第8号に違反していると主張しているが、同号では「競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」の二つのどちらかに該当すれば本号を適用できるため、法令違反はない。

また請求人は、FM中継局設置工事が完成しても加佐地区でFM放送を聴くことが出来なかったのは基本設計等に契約不適合があり、無線回線設計業務等の費用を設計業者に求めるべきと主張している。

基本設計等においては、受注業者、広報広聴課、FMまいづるが何度も協議を行う中で進められ、国とも協議し、協議記録において加佐中継局に係る設計変更などの異論は見られない。また、設計は資格と経験を持った技術者により行われ、設計図書に基づいて成果物が提出され検査を受けている。

その後、受注業者から提出された総務省の指導に基づいた中継局免許申請に必要な工事設計図面及び免許申請書類をFMまいづるが照査し国へ提出、総務大臣及び近畿総合通信局長の許可通知により無線局予備免許が付与された。

基本設計等において、試験電波を発射し試験放送を行うことはできない。基本設計等の後、機器等の整備、総務省の許可を経て試験電波を発射して、はじめて電波の状況が確認できる。電波は地形や天候の状況等に左右され、シミュレーションを行い理論的に受注業者と広報広聴課、FMまいづるが合意し国が許可していても、電波の伝わり方は微妙で実際には調整が必要となることはあり得るものと思慮する。

一般的な建築工事においては、設計したものが工事の成果物として完成することを期待されるが、無線局の設置工事は試験電波を発射しなければ実際の電波の状況を正確に把握できないという不確定要素があり、建築工事と比して特殊で基本設計等について瑕疵があるとまでは言えない。

本事業において、設計図書に基づく成果物は適切に提出され、約定違反や法令違反はなく、契約不適合は認められない。

#### (2) FM中継局設置工事及び同工事施工監理業務

これらの契約において、FM中継局設置にかかる機器やアンテナの整備、総務省への免許申請、試験電波の発射などがなされている。

同工事施工監理業務において、無線従事者が試験電波を発射した結果、加佐中継局の受信レベルが総務省の基準に及ばなかったことについては、広報広聴課と受注業者で対応が協議され、後の無線回線設計業務等で改善されることとなった。これらの支出負担行為に、違法、不当なものは認められない。

#### (3) FMまいづる中継局工事についての意見書

本件意見書は同工事施工監理業務契約に基づくものではなく、FMまいづるを運営している放送事業者として提出されたものとする。また、同工事施工監理業務の契約書は、設計業務等委託契約約款による契約ではない。

広報広聴課は有本積善社と協議を行い進めており、契約違反は認められない。

#### (4) 無線回線設計業務等

無線回線設計業務等は、適正に執行されている。これらについては、本市の計画の下、契約し執行したものである。

いずれの契約にも契約不適合は認められないことから怠る事実はなく、基本設計等の設計業者に費用を負担させるべきではない。

### 3 結論

以上のような事実関係の確認、判断に基づき、本件請求人の主張には正当な理由が見当たらないと判断する。よって、本件請求を棄却する。